

2. 公共交通機関の施設 [4]乗降場

整備の基本的考え方

乗降場は事故等の起こりやすい場所であるため、十分な安全の確保を図るとともに、車両等を待つ人々への配慮を念頭に置いた設備の整備を行う。

整備基準

- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 両端には、落下を防止するためのさくを設けること。
- (3) 縁端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

さらに望ましい基準

○解説

※落下を防止するためのさく： さくの高さは110cm以上。(参考解説図参照)

※縁端:車両が停車する乗降場の縁の部分

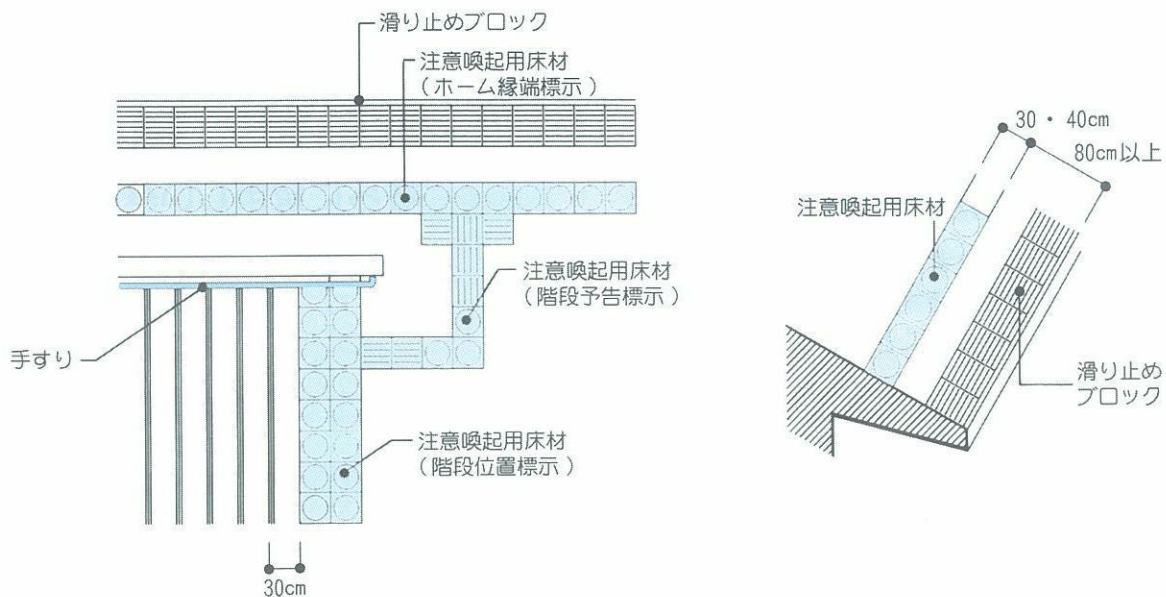
※注意喚起用床材:周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。(建築物[2]廊下等の項14頁及び参考解説図15頁参照)

○配慮事項

- ・ 乗降場の勾配は1/100程度とし、乗車位置の部分は冬期にも凍結しないよう配慮すること。
- ・ 車両等と乗降場の間隙や段差はできる限り少ないほうが望ましいが、やむをえない場合は注意喚起のための標示等を設ける。
- ・ 乗降場の壁面や柱等に取り付ける看板等は通行者の支障にならないよう設置すること。
- ・ 乗降場には1以上のベンチ及び風雪を避けるための待合室を設けることが望ましい。

参考解説図

■誘導用床材（ブロック）の配置例



■駅舎ホーム整備例

